

## 令和5年2月27日開催教育委員会会議記録

### 1 開会・閉会等について

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 開催日                      | 令和5年2月27日(月) |
| 場 所                      | 教育委員会室       |
| 開 会                      | 午前10時00分     |
| 閉 会                      | 午前10時41分     |
| 出席委員                     |              |
| 教 育 長                    | 加 藤 裕 之      |
| 委 員                      | 阿 部 博 道      |
| 委 員                      | 淺 松 三 平      |
| 委 員                      | 岸 田 玲 子      |
| 委 員                      | 岡 田 卓 巳      |
| 説明のために出席した職員             |              |
| 教育委員会事務局次長               | 宮 本 知 幸      |
| 教育委員会事務局参事<br>(庶務課長事務取扱) | 須 藤 浩 司      |
| 学 務 課 長                  | 西 村 克 己      |
| 指 導 室 長                  | 加 藤 康 弘      |
| すみだ教育研究所長                | 宮 本 佳 代 子    |
| 地域教育支援課長                 | 堀 啓 一        |
| ひきふね図書館長                 | 有 澤 恵 美 子    |

### 2 議題について

#### (1) 議決事項

議案第7号 行政財産(曳舟幼稚園)の用途変更について

議案第8号 令和4年度墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について

議案第9号 令和4年度墨田区体育奨励賞の表彰状及びメダルの授与について

#### (2) 報告事項

第1 教育課題の進捗状況について

第2 令和5年度区立小・中学校給食費について

### 3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、岡田委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第8号及び第9号については、行政運営上の審議情報に関わる案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第8号及び第9号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

#### **議決事項第1・・・資料番号【7-1~7-5】**

議案第7号「行政財産(曳舟幼稚園)の用途変更について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

岸田委員 学童クラブに使うということですが、この地区は学童クラブが不足していて、待機児童がいるということですか。

庶務課長 減っては来ていますが、まだ完全に解消されているわけではありませんので、現在も子ども・子育て支援部で対応を検討中です。教育委員会としても、引き続き連携していきたいと思っています。

教育長 施設は、特に工事等は行わないまま使えるのですか。

庶務課長 まだ確定はしていませんが、トイレは幼稚園の規格になっていますので、小学生が使える規格に改修工事をする方向です。

教育長 それでは、議案第7号は、原案どおり用途変更することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり用途変更することにします。

#### **報告事項第1・・・資料番号【資料1-1~1-3】**

「教育課題の進捗状況について」、指導室長、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

指導室長 (「学習指導要領への対応(GIGAスクール構想における授業改善の推進)」について説明)

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

すみだ教育研究所長 (「すみだ教育指針」の改定及び「学力向上新3か年計画(第3次)の策定」及び「学力向上新3か年計画(第2次)の推進」について説明)

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

#### **報告事項第2・・・資料番号【資料2-1】**

「令和5年度区立小・中学校給食費について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質問はございますか。

浅松委員 物価高騰の中、栄養士の方が大変努力して献立を作成されていると感じています。

栄養士が集まって、食材費を抑えるための工夫を共有したりはしているのですか。

学務課長 最低でも月に1度、献立会議という栄養士のミーティングをして、情報交換をしています。

浅松委員 費用が抑えられるよう、工夫を凝らした独自のメニューを開発したりもしているのですか。

学務課長 場合によっては調理室を借りて、実際に調理をしながら考案しています。

教育長 ほかにございますか。

岸田委員 給食費を無償化する区も増えていますが、例えば、家庭に中学生と小学生の2人がいる場合、1人分は無償にするといったようなことは、考えられませんか。

学務課長 そうした政策を実施している区があることは認識しています。墨田区では、経済的に困窮している世帯に対して、就学援助として、その家庭の子ども全員の給食費を全額援助しています。給食費についての考え方は、給食室等の施設設備費や修繕費、そして人件費は公費で賄い、それ以外の食材費等については保護者が負担するという、学校給食法第11条の規定に基づいています。この規定は、一定の考え方を示したものであり、食材費を補助することを否定するものではないという趣旨の見解もありますが、学校給食法第11条の負担区分に基づき、食材費の負担を保護者に求めることについては、適正であると考えています。また、憲法第26条において、義務教育は無償とする旨が定められていますが、それは授業料不徴収を意味し、それ以外のものについては、立法政策の問題であるという、昭和39年の最高裁の判例があります。

教育長 個別の法律で、教科書は無償になっているのですね。

学務課長 はい、授業料以外については個別の立法政策として、教科書無償措置法により、無償となっています。

教育長 給食費の無償化については、国に要望はしていきますが、区の基本的な考え方はそういうことです。

阿部委員 法解釈の話はよく分かりますが、実際に他区では首長が無償化を宣言している状況だとすると、墨田区もそうすべきだという議論が、区議会でも行われる状況になると思われま。そうしたときに、事前に予算措置等の準備をしておかないと、すぐには実施できないと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

学務課長 現在の約1万4,300人の給食費を全額公費負担した場合は、毎年約7億8,000万円必要となりますので、財源措置は当然考えていかななくてはなりません。

阿部委員 現時点では、無償化に向けて検討していく考えはありませんか。

学務課長 教育の機会均等については、国が措置すべき問題であるというのが墨田区の基本的なスタンスですので、現時点では給食無償化を実施する予定はありません。

教育長 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第8号及び第9号については、秘密

会として審議します。その前に、委員の皆さんまたは事務局から何かございますか。

阿部委員 先日の市町村教育長・教育委員研究協議会の講習で、いじめと不登校についての検討会に参加しました。その際に、私のグループに、不登校特例校の制度を実際にスタートしている岐阜県の自治体の教育長がおられて、いろいろと話を聞きました。今後、墨田区でも検討されるとよいのではないかと思います。

教育長 指導室から、制度について簡単に説明してもらえますか。

指導室長 不登校特例校は、不登校の状態にある児童・生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編制し、実施している学校です。一般に、通常の教育課程よりも柔軟なカリキュラムを編制することが多いです。他方で、市区町村が学校を設置しなければいけないため、相当の準備が必要であると認識しています。墨田区では現在、適応指導教室が2種類あり、来年度からは中学校全校に校内スモールステップルームを設置していきますので、その効果を踏まえながら、同時に、不登校特例校に関する国の動向にも注視していきたいと思っています。

教育長 先日、区議会で夜間中学を不登校特例校にしたらどうかという提案がありましたが、現在、夜間中学には日本語学級に通う外国籍の生徒や、日本籍だが日本語を母語としない生徒も多くいます。不登校特例校は、学校の一部だけに適用することはできないので、不登校特例校にした場合、生徒が集まるのかという課題もあります。また、他区では、適応指導教室は1段階の対応が多いですが、墨田区では、サポート学級とステップ学級という2段階の対応をしています。さらに、中学校全校に校内スモールステップルームを設置しますので、そうした対応の方が効果的ではないかと考えています。

阿部委員 実際に導入している不登校特例校は、特殊な才能があるものの、学校や集団に馴染めない子どもがある程度選択しているようで、希望者が多くなかなか入れない状況らしいです。つまり、不登校と言っても、単純に内に閉じ籠もってどう対処していいかわからないような子どもたちだけということではなかったと思います。今後、そうした学校を設置することも検討してみたらどうかという印象を受けました。

教育長 いわゆる「ギフテッド」と呼ばれるような、特異な才能を有した児童・生徒たちがある程度集まってきたら、大学の先生を招いて数学の授業もやってもらうといった、特徴を伸ばす、刺激のある教育を提供していかなくてはならないとは思っています。

浅松委員 先日の総合教育会議で「これからの子どもに必要な力について」という議題もありましたが、個別最適化も必要ですが、協働する力や挑戦する力を育てる必要もあると思います。社会へ出てから子どもたちはどう生き抜いていくのか、どう才能を生かしていくのかをシミュレーションをする時に、今の不登校対策をもう少し見直した方がよいのではないかと思います。政策的な部分では、カウンセリングや教育相談体制、受け入れ場所の確保等、それはそれでよいのですが、どうしても学校から距離が生じてしまうため、家庭や学校でもう少し寄り添えるような体制を考えていかなければならないと思います。スモールステップルームの活用や、教員と保護者とのコミュニケーションを図りながら、何とか学校につなげていかなくてはと、最近つくづく思っています。

岸田委員 私がかつて関わっていた子は、漢字に関しては大変優秀でした。ところが、小学校へ入学してからしばらくして、よく遅刻や欠席をするようになったので、私も一緒に学校についていったりしたのですが、2年生になったらまたきちんと学校へ行くようになりました。そ

の時に、「字を書くのは気持ちが表れると思う」と言われました。それで、「うん、そうだね。疲れているときは乱暴に書きちゃうかもしれないね」と返すと、「僕が何か言うと、先生は黒板に乱暴に板書するから、それを見るのがすごく嫌だった」と言いました。2年生に進級する際にその先生が他校へ異動し、新しい先生になってからは学校へ行くのが楽しくなり、学校で会った際にも「これから友達と遊ぶんだ」と一生懸命説明してくれました。とても賢く、調べ学習で、全国で2回入賞したような子です。受け入れる側の先生にもよりますし、その子の得意なところを伸ばしていってもらえるとよいと思います。

教育長 小学生で塾に行っている子は、学校の授業よりも進度が早いから、教員が説明し出すと、「そんなの簡単だよ」と言う子もいるらしいですが、できる先生は、「じゃあ何々君がみんなに教えてあげよう」と、みんなの前で発表をするように誘導したり、子ども達へのアプローチの仕方は、教員の技量にもよってくると思います。クラスの雰囲気等の様々なことも考慮しなくてははいけませんので、指導研修でその点にも触れてもらいたいと思います。

岡田委員 特異な才能を有した児童・生徒といえは、以前テレビで、孫正義さんの財団がそういう物すごいエリートたちを集めて好きなことをさせているという内容の番組をやっていました。そのような組織が民間にどれだけあるのかわかりませんが、国や自治体が何でも用意するのではなく、民間につないであげる仕組みを作るだけでも、随分よいと思います。その番組の中で、彼らは、発達の仕方が周囲の子たちと違うので、話すことがなくて本当に寂しかったと言っていました。また、不登校の子に対しては、サポート学級やステップ学級という仕組みについて先日見学させてもらい、非常に興味深く勉強になりました。結局は、よく言われることですが、スタッフや先生方が、しっかりと子どもたちに寄り添ってあげられるかという、人材の問題なのだと思います。例えば経験豊富な、退職校長のような方たちが本当に適任なのかどうか。そして、資格のない方でも非常に熱心にやってくださっている方がいたようにも見受けられました。そうした人材育成を充実させる仕組みをさらに考えなくてはいけないと思います。

教育長 岡田委員が言われたように、特異な才能を伸ばしてくれるところにつなげるというのも有効な方法だと思いますが、世の中に出たときに、様々な制約や規制などがあるなかでやっていく力も必要になりますので、他者との協働もどこかで教えていかななくてはならないと思います。また、仲のよい友達だけでなく、気の合わない友達とも付き合うことも必要で、どうしたらみんなと一緒にうまくやっていけるのかといった教育や経験が必要だと思います。ほかに何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、ここから秘密会に入ることといたしますので、傍聴人の方は、係員の指示に従ってご退出ください。

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり。

教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。